

新聞折り込み広告の基準

徳島新聞に寄せられる読者の皆さまの信頼にこたえ、新聞折り込み広告の社会的影響を考慮して、次の各項に該当するもの、新聞業における公正競争規約およびその他諸法規に違反するもの、ならびに徳島新聞社の定めた広告掲載基準に合致しないと判断されるものは取り扱いできません。また、審査のための資料や念書を提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

1. **責任の所在と広告内容が明確でないもの**
 広告所在地、事業所名または責任者の記載がなく、広告内容がはっきりしないもの ※ただし、一般的によく知られている通称（社名）ブランド名を用いる場合は省略を認める場合がある
2. **虚偽誇大なもの**
 虚偽誇大な表現により読者に不利益を与えるもの、および通信販売、代理店募集などで業務内容に疑問があるもの
3. **投機、射幸心を著しくあおるもの**
4. **他を中傷したり、名誉を棄損またはプライバシーを侵害したりするもの**
5. **社会秩序を乱す表現のもの**
6. **著しく非科学的な内容で読者に損害を与える恐れのあるもの**
7. **金券、懸賞への応募券、福引券、抽選券を刷り込んだもの**
 割引券、見本（等）請求券、資料請求券についてはクーポン広告の条件を充足していないもの
8. **ハガキ程度の厚みを超えるものや著しく異形のもの**
9. **医薬品、医薬部外品については次のもの**
 - 製造、販売許可のないもの
 - 許可された効能効果を逸脱した表現があるもの
 - 医師または関係団体などが推薦する表現のあるもの
 - 文献、使用者感謝状、体験談、比較写真などを用いて効果効能の増大を表現しようとするもの
10. **健康食品で医療品的な効能効果を表示、暗示するもの**
11. **エステティックに関するもので次のもの**
 - 医療行為と見なされるもの
 - 効果の表現で比較写真、数字を使用したもの
 - 部分痩（そう）身の表示があるもの
12. **健康・美容器具については次のもの**
 - 比較写真、数字等を用いて効果の増大を表現しようとするもの
 - 医療器具については承認番号のないものや、認められた効能効果以上の表示があるもの
13. **政治・宗教・係争中や係争に発展する恐れのある問題について主義主張を述べたもの**
14. **不動産取引（賃貸を含む）に関する広告について**
 - （公益）徳島県宅地建物取引業協会の承認がないもの
 - 上記協会会員以外の不動産取引広告で折込センター本部の承認がないもの
 - 霊苑は一区画の価格が入っていないもの
15. **ねずみ講、詐欺の疑いのある広告**
16. **易断、印相、墓相、加持祈祷、水子供養などについては告知広告の範囲を超えるもの**
 鑑定の日時、場所、鑑定料を明示すること（医学、薬学などを否定する著しく非科学的なものは不可）
17. **消費者金融の広告について**
 無担保、無保証の個人向け貸付の場合は、日本貸金業協会の広告認証番号が必要。担保融資の場合は、社（店）名、所在地、電話番号、貸金業登録番号、日本貸金業協会会員番号、最高額、貸付利率または割引率（必ず実質の年率％で表示）、審査に資料、書類などが必要であればその旨の表示が必要
18. **男女の通信・交際・紹介・結婚あっ旋に関するもの**
 自治体など公的な団体の主催は除く
19. **求人広告について、次の記載がないもの**
 - 広告主の所在地、事業所名または責任者名
 - 応募者の従事する職種
 - 雇用条件と給与等の条件
20. **選挙広告（候補者広告）**
 - 公職者などが行う有料の挨拶広告
 - 選挙事務所開設の告知広告
 - 推薦会開催の告知広告
 - 当選お礼、落選ご挨拶の広告
 - 選挙の為の事前運動広告
21. **意見広告**
 個人や団体、企業などが政治問題や社会問題、法律や税制などについて、自らの意見や主張を表明する目的で作成したもの
22. **同一の折り込み広告に2件以上の求人広告が掲載されたもの**
 ただし、ショッピングモールなど同一建屋内でテナント運営会社が取りまとめた連合求人広告は、店舗オープン前までに1回に限り折り込みできる
23. **複数の広告主による連合広告で第三者の募集によるもの**
24. **その他、徳島新聞及び販売店の信用を傷つけ、その営業活動に支障をきたしたり、不利益になったりすると判断されるもの**

天災・災害等の不慮の事故時の取り扱い

地震、水害、台風、竜巻、火災、大雪、噴火等の天災地変による災害や不可抗力による事故や事変、感染症の流行などが発生した場合、各折込広告協議会加盟の折込会社と新聞販売店は状況を的確に判断し、折込広告を届けるように全力で対処いたします。

しかしながら、大規模災害等が発生した場合は新聞折込が不可能になるなど、クライアントのご要望にお応えしかねる場合もあります。また、お受けした新聞折込を取りやめることもできない場合があります。

折込会社、新聞販売店の努力にも関わらず新聞折込できなかった場合、各折込広告協議会加盟の折込会社は未実施分の折込代金、折込広告本体の用紙・印刷料金、営業損失、その他の間接的費用については責任を負いかねますのであらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

●過去に折込・配布が不可能となった災害事例(折込が不可能と想定される事例含む)

1. 地震

地震発生と共にライフライン(輸送、電話、配達網等)が遮断される

2. 水害

台風や集中豪雨などにより河川の氾濫、橋や道路の崩壊、販売店(配布作業所)が水に浸かる等、輸送や配達網が一部地域で遮断される

3. 台風・竜巻

台風などによりライフライン(輸送便、船便、航空便、電話、配達網等)が遮断される

4. 火災

火災が発生した場合、そこに販売店(配布作業所)が所在した場合、被害状況によっては宅配体制が整うまでは作業及び配布ができなくなる場合がある

5. 大雪

大雪が降った場合、除排雪を行っても路面凍結等で交通が遮断される

※迂回路がない場合、配送車両が立ち往生し、大渋滞が起き、販売店(配布作業所)に届けられず配布ができない合がある

6. 津波

津波発生と共にライフライン(輸送便、電話、配達網等)が遮断される

7. 土砂崩れ

集中豪雨等による土砂崩れにより交通が遮断される。

※特に山間部で発生し、迂回路がない場合は輸送が不可能となる

8. 感染症

世界的に流行する新型インフルエンザ等の感染症の発生により、関係省庁からしかるべき指導があった場合、一部ないし全域において指定日の折込、または中止作業ができない場合がある